# 第3 ごみと資源物の収集

## 1 家庭系ごみ

平成25年4月現在、市内全域の1,609,747世帯を対象に実施しています。

これらの世帯から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに 18 か所の収集事務所が、収集を 行っています(粗大ごみを除く)。

平成 17 年 4 月から市内全域で、分別収集の品目を拡大しました(32 ページ参照)。収集品目は 10 分別 15 品目であり、収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。なお、集積場所数は平成 25 年 4 月末現在 72,334 か所です。

ごみを集積場所まで出すことが困難なひとり暮らしの高齢者、障害のある方を対象に、ボランティアと協力して、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。

また、道幅が狭く、収集車が入れないため、ごみ出しが不便な地域では軽四輪車による狭路収集を 実施しています。

### (1) 燃やすごみ

週2回(月・金または火・土)収集し、市内4か所の焼却工場及び市内4か所の中継施設に搬入 しています。

主な対象品目は、台所のごみや、おもちゃやドライヤーなどのプラスチック製品(50cm 未満の物)、 少量の木の枝、板などです。

半透明の袋(透明の袋でも可)、又はふた付きの容器での排出としています。

## (2) 缶・びん・ペットボトル

週1回(月~土のいずれか)収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

#### (3) 小さな金属類

週1回(缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日)収集し、市内5か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、1辺が30cm未満の大半が金属でできているもので、なべ、フライパン、やかん、ワイヤーハンガーなどです。小さな金属類だけをまとめて、袋に入れずに排出します。ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは新聞紙などで包み、品目名を表示して排出します。

### (4) 乾電池

週2回(燃やすごみ収集日と同じ日)収集し、市内1か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象物はマンガン乾電池、アルカリ乾電池で、乾電池だけをまとめて半透明の袋(透明の袋 でも可)に入れて排出します。ボタン型電池や充電式電池は収集しておらず、回収ボックスの設置 されている回収協力店にお持ちいただきます。

## (5) プラスチック製容器包装

週1回(月~十のいずれか)収集し、市内3か所の中間処理施設に搬入しています。

対象品目は、商品が入っていたもの(容器)や、包んでいたもの(包装)で、中身の商品を取り出した(使った)あと不要になるもので、プラスチック製容器包装類のマーク のあるものが対象となります。

プラスチック製容器包装の中身を使い切ってから中を軽くすすぐ、または拭き取ってから、半透明の袋(透明の袋でも可)に、プラスチック製容器包装だけをまとめて入れて排出します。

### (6) スプレー缶

週2回 (燃やすごみの収集日と同じ日) 収集し、市内8か所のストックヤードに搬入しています。 主な対象品目はヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身 を完全に出しきり、穴は開けず、半透明の袋(透明の袋でも可)に、スプレー缶だけをまとめて入 れて排出します。

## (7) 古紙

月2回(1回目と3回目または2回目と4回目の月~土のいずれか)、主に平ボディ車で収集し、 市内7か所のストックヤードに搬入しています。

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目であり、大きさをそろえて 紐で十文字にしばるか、大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて排出します。

- ※資源集団回収の実施状況等を考慮し、月1回収集または収集しない地域があります。
- ※資源集団回収を実施している地域では、そちらへ優先的に出していただくよう呼びかけを行っています。

#### (8) 古布

月2回(古紙の収集日と同じ日)、主に平ボディ車で収集し、市内7か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを半透明の袋(透明の袋でも可)に入れて排出します。

- ※資源集団回収の実施状況等を考慮し、月1回収集または収集しない地域があります。
- ※資源集団回収を実施している地域では、そちらへ優先的に出していただくよう呼びかけを行っています。

#### (9) 燃えないごみ

週2回(燃やすごみの収集日と同じ)実施しています。主な対象品目はガラス類、陶磁器類、蛍 光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品物名を表 示して排出します。

### (10) 粗大ごみ

金属製品で一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外(木製品やプラスチック製品など)で一番長い辺が50cm以上のものを対象としています。電話もしくはインターネットにより受け付け、原則として、戸別に収集を行っています。

処理は有料となっていますが、生活保護世帯や、障害のある方が属する世帯等に対しては、手数

料を減免する制度があります。

また、粗大ごみを持ち出すことが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方に対しては、自宅内に入って収集する「持ち出し収集」のサービスを、平成13年度から行っています。

## 2 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法により、「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。

この規定を受け、横浜市では原則として事業系ごみは収集せず、自己処理するか市から許可を受けた業者(許可業者)と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、 それぞれの許可業者と契約して別々に処理する必要があります。焼却工場では、資源化可能な古紙を 除く一般廃棄物を受け入れています。

## 3 動物の死体処理

犬・ねこ等動物の死体処理は、市民から処理依頼(飼育)、又は連絡(遺棄)により受け付けたもの を処理しています。

飼育で合同火葬(出張回収)希望の場合は、手数料(6,500円/個)を徴収しています。 平成24年度の処理状況は次のとおりです。

犬・ねこ等動物の死体処理状況

(単位:個)

区分	処理個数	内 訳		
種類		飼 育	遺棄	
犬	734	706	28	
ね	8, 332	971	7, 361	
その他	3, 125	232	2, 893	
計	12, 191	1, 909	10, 282	

# 4 ごみ処理原価年度別推移

(単位:円/t)

	年 度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
_ 	み処理原価	43, 148	44, 491	44, 156	40,860	39, 210
内	収集運搬	27, 873	28, 502	27, 622	27, 057	26, 627
訳	処理処分	15, 275	15, 989	16, 534	13, 803	12, 583

<sup>※</sup> ごみ処理原価は廃棄物の収集、運搬、焼却、埋立て、資源化に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、 国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。